監査公表第２号

監査結果に基づく措置について

令和２年７月 28 日付監査報告第６号の監査結果報告に基づき、大牟田市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和４年６月１日

大牟田市監査委員　中　原　修　作
同　　平　山　伸　二

観　　第　８９　号
令和４年５月２５日

大牟田市監査委員　中原修作　殿
　　同　　平山伸二　殿

大 牟 田 市 長　　関　　好 孝
（産業経済部観光おもてなし課）

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について

令和２年７月２８日付、監査報告第６号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置いたしましたので報告します。

（個別指摘事項）
【産業経済部観光おもてなし課】
１　事務処理に係る規程等及び補助金交付要綱の適正な整備について
　財政援助団体においては、対象経費を明確にするための各種事務処理の根拠となる規程等について、平成２１年度財政援助団体等監査で整備を図るよう指導を行っていたが、今回の監査でも整備されておらず、不明確な経費区分、経費執行の根拠不明、支出証拠書類の不足など適正な会計処理がなされていなかった。
　これら規程等を速やかに整備し、規程等に沿った明確で適正な会計処理を行うよう、担当部局は財政援助団体に対し強く指導されたい。
　また、当該市補助金に係る交付要綱は、対象経費についての規定がないために、財政援助団体の支出等が不明確な状況であった。明確な目的かつ公益上の必要性において補助金は公金から支出されるものであることを認識した上で、担当部局は交付要綱の適正な整備を図られたい。

２　財政援助団体への助言・指導について
　財政援助団体においては、担当部局に提出した収支報告書（決算書）の金額に誤りが見られたほか、指定管理業務については、事業の未実施、設備点検の結果や清掃業務等の実施状況の未報告など、基本協定書等に沿った適正な管理が実施されていなかった。
　担当部局においては、財政援助等に係る補助金及び指定管理料の出納その他の事務の

執行が目的に沿って適正に行われているか、報告された決算額に誤りはないかなどを、報告書やミーティング等で確実に確認するとともに、改善すべき事項については、適切な助言・指導を行われたい。

（措置の状況）

【産業経済部観光おもてなし課】

1　事務処理に係る規程等及び補助金交付要綱の適正な整備について

財政援助団体においては、ご指摘を踏まえ、旅費交通費に係る規定及び会計処理に係る規定を令和３年７月１日に制定し、以降はこれらに基づく予算の執行がなされております。

また、観光おもてなし課においては、大牟田市観光振興等支援補助金交付要綱を令和３年４月１日に改正を行い、補助対象経費についての規定を設けることで財政援助団体の支出経費の区分が明確になるよう改善を図りました。

今後におきましても、財政援助団体において、規程に沿った明確で適正な会計処理のもと、予算の執行が適切になされるよう指導を行ってまいります。

2　財政援助団体への助言・指導について

財政援助団体が執行する財政援助等に係る補助金及び指定管理料の出納その他の事務について、今後は、目的に沿って適正に行われているか、提出される報告書や月例のミーティング等をとおして確認していくとともに、必要に応じて適切に助言・指導を行ってまいります。

また、指定管理業務については、当初予定していた事業の実施が困難な場合には、時期をずらしたり、同様の目的や効果が期待できる代替事業の検討などを促すこと、また、月例報告書に設備点検の結果や清掃業務の実施状況等に係る書面の添付を求めるようにしました。

今後におきましても、財政援助団体において、規程や基本協定書に基づき、適正な事務処理が行われるよう指導を徹底してまいります。